

(午前 10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただ今の出席議員は、11人であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成25年第4回真室川町議会定例会を開会いたします。

ここで、11月17日執行の真室川町議会議員補欠選挙において、ご当選されました高橋秀則君をご紹介申し上げます。高橋秀則君。

○1番（高橋秀則） おはようございます。私高橋秀則、54歳。塩根川中ノ又出身です。町民のために一生懸命頑張りますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤忠吉） ありがとうございます。本定例会は、この度の真室川町長選挙並びに真室川町議会議員補欠選挙後、初めての議会でありますので、議会を代表して私より井上町長、そして高橋秀則君に一言お祝いの言葉を申し上げます。

井上町長、ご当選誠におめでとうございます。

井上町政も3期目となり、さらなる町発展のためにご尽力いただくわけではありますが、国政では安倍内閣のアベノミクスと銘打って、デフレ脱却のために3本の矢と称し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を基本方針とされておりますことは皆様ご承知のことです。この戦略の効果が地方に反映されるまでまだ時間がかかるようであります。

私達に直接大きな関わりが生じてきますのはTPP交渉であります。重要5項目は関税撤廃の対象外とすることで臨んだ交渉でありましたが、現状は、関税撤廃率80%台が既に90%台の水準に達し、全品目の関税撤廃を目指す各国との溝は埋まることなく現在を迎えている状況にあります。

また、減反政策も廃止の方向で進められようとしております。町の基幹産業である農業政策に多大な影響を及ぼし、先の見えない不安のみが浮き出ている感が否めない状況であります。

さて、井上町長におかれましては、既に2期の町政を確立され、安定した政策を打ち出し、取り組まれてきました。井上町政3期目のスタートであります。町民が現在抱えている不安感を払しょくする積極的な政策を作成されているものと確信しております。今後とも住民の立場に立って行政執行を行っていただくことを切望し、当選のお祝いの言葉といたします。

次に高橋秀則君、初当選、誠におめでとうございます。

これから我々の仲間として町民の付託に応えるよう一緒に議会活動を行っていくわけですが、あなたが議員として、成し遂げようとする前向きな姿勢は今後、議員活動の中でさらに磨かれるものであり、議会の活性化につながるものと歓迎しております。

町民の福祉向上のために、その若さある行動力を十分に発揮されることを願い、当選のお祝

いの言葉といたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、「議席の指定」を行います。

今回、当選された高橋秀則君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により1番に指定いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、「議席の一部変更」を行います。

今回新たに当選された高橋秀則君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

平野勝澄君を2番に、菅原道雄君を3番に、外山正利君を4番に、佐藤正君を5番にそれぞれ変更いたします。

また、お手元に席次表をお配りいたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。10番 佐藤勝徳君、1番 高橋秀則君の両名を指名いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月13日までの3日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より、13日までの3日間に決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第109条第2項及び委員会条例第7条第4項の規定により閉会中に高橋秀則君に対し総務文教常任委員、議会広報常任委員への選任を行いましたのでご報告いたします。

次に代表監査委員、教育委員長並びに農業委員会会長におかれましては、会期中3日間の本会議への出席要求をしておりますので、ご報告いたします。

また、本定例会の説明員として、出席通知ありました一覧表の写しを、皆さんお手元に配布しております。

議員各位におかれましては、婦人芸能祭への出席、本年度から1会場増やしての4日間にわたる議会報告会の開催大変ご苦労さまでした。

次に、11月8日からの私の日程報告と皆様方と私の当面の日程を参考資料としてまとめておきましたので、ご参照ください。

町監査委員より、平成25年11月の例月出納検査報告書の提出を受け、議長室にそなえておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続いて、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりであり、全員協議会において協議していただくこととなります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6**、「行政報告」を行います。真室川町長 井上薫君。

○町長（井上薫） ただ今は佐藤議長より私に対する励ましの言葉と受け止めまして、大変ありがとうございました。

所信表明については後ほど話すこととしまして、行政報告ということで2点について報告いたします。

1点目は、東京都での各種大会、総会についてであります。11月19日から29日にかけて全国治水砂防促進大会、全国町村長大会、総務省幹部職員との意見交換会、国土交通省幹部職員との意見交換会、全町村長情報交換会、簡易水道整備促進全国大会、全国山村振興連盟通常総会、消防団120年自治体消防65周年記念大会、東北中央自動車道建設促進要望活動、安全・安心の道づくりを求める全国大会、治水事業促進全国大会に出席してまいりました。

2点目ではありますが、米・食味分析鑑定コンクールでの金賞受賞についてであります。11月23日に宮城県七ヶ宿町で開催された第15回米・食味分析鑑定コンクール国際大会で釜淵1区の齋藤賢人さんのコシヒカリが去年の入賞に続き、水田環境特A部門で最高位の金賞を受賞しました。

今後の日程であります。21日午後3時から西川の木戸安男さんの瑞宝単光章受賞祝賀会を遊楽館で開催いたしますので、ご出席をよろしく申し上げます。以上であります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7**、「町長の所信表明」を行います。真室川町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 本日、ここに私の3期目の任期最初の平成25年第4回真室川町議会定例会を開催するにあたり、町政運営の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私の政治姿勢と信条である「小さいながらも、地域の隅々まできめ細やかな行政サービスを行い、全ての町民が安全・安心して将来に希望が持てるまちづくり」を継続し、第5次総合計画で定めた将来像、「人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川」を目指し、「人と地域と自然が輝く協働のまちづくり」を基本姿勢として、次の6項目を基本目標として、目的と成果がわかりやすい政策をさらに推進してまいります。

- 1つ、いきいきと働き個性を創るまちづくり
- 2つ、健康と福祉のまちづくり
- 3つ、心豊かな人と文化を育むまちづくり
- 4つ、快適で安心できるまちづくり
- 5つ、ひと、もの、こころが交流するまちづくり
- 6つ、健全財政のまちづくり

目標を達成していくための取り組みの重点項目を申し上げます。

1つ目の「いきいきと働き個性を創るまちづくり」の施策、産業の振興については、農業振興として、米の良質米生産を基本とした米と園芸作物や畜産による複合経営を推進し、農業所得を向上するためにはほ場整備事業を実施します。

平成29年11月に第19回米・食味分析鑑定コンクール国際大会の開催を目指します。

畜産振興として、全国に先駆け取り組んでいる耕畜連携強化である自給飼料作物の生産供給を確立するTMRセンターの立ち上げを目指します。

商工業振興として、地元企業の事業拡大と雇用創出・拡大を支援するため、町有施設を有効に活用してまいります。

林業振興策として、林道整備の継続とやまがた緑環境税事業を推進するとともに、梅里苑チップボイラーを木質バイオマスの利用のシンボルとし、薪ストーブ等の利用推進に取り組みます。

6次産業化を推進し、新たな発想・視点による商品開発、販売、PR活動を行い、新たな産業の創出を所得向上を目指します。

2つ目の「健康と福祉のまちづくり」では、これまでの保健・医療、福祉分野での負担軽減等各種施策を継続するとともに、総合的な子育て支援の強化として子ども、子育て支援事業計画を策定し、これに基づき子どもの発育と発達を支援し、円滑な就学・学校生活につなげるため、保育所、こども園、小・中学校が連携する体制を整備し、子供が「生きる力」を身に付けていけるよう努めてまいります。

町立病院の医師と医療スタッフを安定確保し、町立病院の運営安定化と診療所の存続を図り、地域医療体制を維持してまいります。

3つ目の目標、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」についてであります。

児童生徒の学力向上にあたり、学習指導員や英語指導補助員等を配置し、きめ細かな学習指

導を図るとともに、教職員の指導力向上や小中連携教育等を充実する「梅の里チャレンジプラン」を推進してまいります。

特別な支援が必要な児童・生徒には学習支援員を配置し、個別指導や生活支援を充実させながら、「一人ひとりの伸びる力を最大限に引き出す」教育を目指してまいります。

生涯学習の充実として、生涯学習推進計画の「一人1学習、1スポーツ、1ボランティア」を専門性の高い職員や地域リーダーの育成等により推進してまいります。

地域活動を支援する「地域づくり活動支援事業」を継続し、特色ある地域づくり事業や公民館活動を支援してまいります。

男女共同参画推進のため、行政委員会や各種委員会での女性委員比率の目標を30%以上として、審議内容の充実と活発化を図ります。

平成29年2月に、全国中学校スキー大会クロスカントリー競技の開催を目指します。

4つ目の「快適で安心できるまちづくり」について、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、町内88カ所の橋の修繕工事を進め、安全な交通体制の整備を促進します。

生活環境の整備では、安心・安定した飲料水提供のため、釜淵及位地区の簡易水道を真室川地区と連結する上水道事業を実施するとともに、水道未給水地区に滅菌処理装置の全額購入補助を行います。

住環境向上のみならず、建築業を中心とした町内経済へ高い波及効果が生まれている、住環境快適サポート助成事業を継続してまいります。

防災体制の整備では、各種施設の整備のほか、自助、共助、公助が互いに連携するため、もしもの被害を最小限に食い止める体制を組織化する「自主防災組織連合会」の立ち上げを行ってまいります。

5つ目の「ひと・もの・こころ」が交流するまちづくりについてであります。真室川大使、町イメージキャラクターの活躍、ふるさと納税制度の活用による攻めのPRで真室川町の認知度をアップし、真室川音頭全国大会の東京開催を目指します。

6つ目の「健全財政のまちづくり」については、自主財源の根幹である町税の収納率向上対策をさらに強化し、行政課題を効率的に解決するため、職員の資質向上、人材育成、組織機構の見直し、行政コストの削減を図り、施策の効果が見える事業と予算の効果的執行により行財政力の維持向上に努めてまいります。

以上、各目標において、今後重点的に取り組む施策を所信として述べさせていただきました。

ただ今申し上げた施策を精査し、短期、中期、長期の計画として、来年度以降の予算に反映させ実施してまいります。

町民の皆様、議員各位、関係機関団体と共に、「小さいながらも、地域の隅々まできめ細やかな行政サービスを行い、全ての町民が安全・安心して将来に希望が持てるまちづくり」を目指して、誠心誠意、全力で町政に取り組む所存でありますので、ご理解とご協力を賜り、お願い申し上げます。

ご清聴誠にありがとうございました。

- 議長（佐藤忠吉） **日程第8**、議案第60号 真室川町教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議長（佐藤忠吉） **日程第9**、議案第61号 真室川町教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議長（佐藤忠吉） **日程第10**、議案第62号 真室川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第11**、議案第63号 真室川町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第12**、議案第64号 真室川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第13**、議案第65号 真室川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第14**、議案第66号 真室川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第15**、議案第67号 平成25年度真室川町一般会計補正予算
- 議長（佐藤忠吉） **日程第16**、議案第68号 平成25年度真室川町介護保険特別会計補正予算

○議長（佐藤忠吉） 日程第17、議案第69号 平成25年度真室川町立真室川病院事業会計補正予算

以上、10議案について、一括して提案者より提案理由の説明を求めます。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 平成25年第4回真室川町議会定例会に提出いたしました議案第60号から69号までの10議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第60号 真室川町教育委員会委員の任命に同意を求めることについてであります。本件は真室川町教育委員会委員5名のうち教育長の竹田嘉里委員が12月15日をもって任期満了となることから、後任の委員として現総務課長の真室川町大字新町781番地23、新田隆治を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

次に、議案第61号 真室川町教育委員会委員の任命に同意を求めることについてであります。本件は真室川町教育委員会委員の5名のうち教育委員長の土田稔委員が12月24日をもって任期満了となりますが、再任をいたしたく、同意を求めるものであります。

次に、議案第62号 真室川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は女性職員の産前産後休暇それぞれ8週について、産前休暇の残余日数がある場合、残余分を繰り越し、産後休暇を最大10週までとするため、当該条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第63号 真室川町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地方税法の改正により、年金所得に係る特別徴収の徴収方法及び株式等譲渡所得の分離課税の区分が変更されたことから、当該条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第64号 真室川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は後期高齢者医療保険料の延滞金の特例措置を町税条例の例に準じて改正する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第65号 真室川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は介護保険料の延滞金の特例措置を町税条例の例に準じて改正する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第66号 真室川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正により、入居者の資格に交際相手からの暴力及びその被害者が加えられることから、該当条例の一部を改正を行うものであります。

次に、議案第67号 平成25年度真室川町一般会計補正予算であります。本件は規定の歳入歳出予算総額49億1,720万円に歳入歳出それぞれ3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,920万円と定めた補正予算であります。

歳出の主な内容につきましては、2款総務費の一般管理費において、2名の叙勲祝賀会経費65万5,000円の増額、交流促進事業費において、ふるさと納税のお礼拡充とPR用パンフレット

作成費が42万3,000円の増額、3款民生費の社会福祉総務費において、灯油価格高騰緊急対策、灯油購入助成事業費が230万3,000円の増額、子育て支援事業費の子ども子育て支援システム改修経費が693万5,000円の増額、4款衛生費の環境対策費において、次世代自動車充電設備設置事業が1,630万円の増額、6款農林水産業費の農地費において、農業基盤整備促進事業の平岡地区開田揚水機改修工事費が1,014万7,000円の増額、7款商工費の交流施設管理費において、梅里苑の除雪機更新が200万円の増額、8款土木費の道路改良舗装工事費において、用地買収費が325万4,000円の増額、活力創出基盤整備事業において、工事請負費が3,000万円の減額、住環境快適サポート事業費の改修補助金が316万2,000円の増額、10款教育費において人件費調整等で133万7,000円の減額、11款災害復旧費の林業施設災害復旧費において、補助対象工事の増嵩と補助率の増及び町単独の1路線復旧工事等で377万円の増額であります。

歳入において、各種事業の特定財源で不足する財源を普通地方交付税711万5,000円を充て、調整を行ったものであります。

次に、議案第68号 平成25年度真室川町介護保険特別補正予算であります。本件は規定の歳入歳出予算総額10億1,100万円に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ10億1,370万円と定めた補正予算であります。主な内容は、次期介護保険事業計画に関わるニーズ調査経費が253万9,000円の増額、過年度国庫交付金の返還金が16万1,000円であります。

次に、議案第69号 平成25年度真室川町立真室川病院事業会計補正予算であります。本件は収益的支出において退職医師と新規採用医師の給与費等の調整であります。収益的支出の増額10億7,600万円に変更はありません。

以上、10議案につきましてよろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） ここで、会議を閉じ休憩します。会議の再開を午前11時といたします。

（午前 10時30分）

（休 憩）

（午前 11時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第18**、一般質問に入ります。

一般質問は、配布しております一覧表の順といたします。

なお、質問は、真室川町議会運用例を遵守するとともに、再質問は、議席で行うことを許可いたします。順番に質問を許可いたします。3番 菅原道雄君。

○3番（菅原道雄） ただ今より通告してありますように一般質問をしたいと思っております。

活力ある町づくりの観点から3点について提案し、町の考えを伺います。

(1) 初めに、9月定例会の決算審査特別委員会で申し上げましたが、「ふるさと納税」について納税者への返礼品の充実を図り、返礼品の金額を現在の10,000円あたり2,000円相当から、4,000円～5,000円相当にして、例えば町ブランド認定品や町内産牛肉、町内産のお米、梅里苑の宿泊割引券など商品もいろいろなことが考えていけるようになり、各方面へと効果を波及することができると思われます。平成26年度は返礼品の拡充により、目標金額を24年度の10倍にして取り組みを考えてはどうか。目標を10倍にした時の経済効果は、平成24年度の2割の返礼品の場合と比べる。

ふるさと納税、24年度は143万1,090円でした。この時の8割が税収で114万4,872円。2割の商品額と28万6,218円、おおよそこれぐらいの金額になろうと思われます。

10倍にした場合は1,500万円×0.5で750万円の税収。そして半額の750万円の商品額ということで、現状より町の税収も多くなり町内産商品の販売が増すことにつながり、町の商品を多くの人に多くの知ってもらう機会が増え、商品のPRまたは町のPRにも役立ち、多くの波及効果を生み出すものと思われます。今年度力を入れ組織化された6次産業化推進や、真室川ブランドの商品販売にも多くの良い影響を与えられると確信いたします。

いきなり10倍と思われるかもしれませんが、他の町村の取り組みを見てみますと、皆さん11月20日山新記事をご覧になった方も多いかと思われますが、最上町の取り組みが載っておりました。「お礼」拡充作戦的中という見出しで、最上町の昨年までの5年間で利用件数70件、金額365万8,000円と低調な利用状況であり、今年4～6月で4件10万円だったが7月にPR体制とお礼品の拡充をし5,000円相当の商品を多くそろえ、希望する商品を選択できるようにしたことにより、7月～10月現在で802件、920万円に急増し、3月末まで1,300万円を超えるだろうと予想されておりました。これは最上町の入湯税、温泉に入る、お湯に入る税金と大体同じぐらいの税収が入るだろうと予想されておりました。

県内では金山町、白鷹町、最上町が注目されていますが、長野県南の阿南町では今年5月より1億円を突破し、お礼品の米がなくなり募集を停止したとありました。阿南町は人口5,152人、世帯数2,151戸、農家255戸という町で、町の農業支援を目的に今年5月より3,000万円を目標にふるさと納税を呼びかけたところ、全国より約5,000人の応募があり、1億118万7,310円集まり、返礼品の米がなく農家から保有米も出してもらったが、それもなくなり募集を11月5日で締め切ったとのこととあります。

農家支援については、ふるさと納税米として10,000円あたり町内産コシヒカリとあきたこまちのブレンド米を「あなんの誉」として20kg贈り、30,000円であれば60kg贈る、毎月10kgずつ受け取ることができるとなっております。

このような各地の取り組み・考え方を見ますと、取り組みの方法やPRを変えることに我が町への経済効果は計り知れないものが生まれてくると思われます。ふるさと納税を考えている人

たちは、純粹にふるさと出身の方がふるさとを思い寄付される方、税金を納めておいしい物が食べられる喜びを感じている方、また目的ある使われ方に支援していきたいと考えている方も多いと思われます。

ふるさと納税については、

1. 返礼品の拡充を図り、商品力を充実させる考えは
2. 目的を持った税金の使い道による募集はないか

2点についてお答え願いたいと思います。

2番目に、人口減少の問題は各市町村の大きな問題となってきております。我が町においても以前より大きな問題であります。有効な手立てがなく現在にきております。井上町長3期目当選にあたり山形新聞のインタビューに答え、「働く場所がなければ加速する人口減少に歯止めをかけることはできない」と答えていましたが、働く場所と住みやすい場所が必要と思われれます。

真室川町の人口は、平成18年より1,273人減少しており現在8,781人となっており、真室川町第5次総合計画の予想では平成27年度8,701人と予想していますが、それよりも早い減少率になっているものと思われれます。急速な人口減少は町の活力を失うものと思われ早急な対策が必要と感じております。

町営住宅の考え方を換え、分譲式住宅にして町に転入しようとする人、町に転入してきて住宅を求める人に、住宅建設費の3割ぐらいの補助金を出して建設し、残金を利用者と話し合い10年、15年、20年で返済できるようにし、返済が終わった時に利用者の名義に変わるように、町外からの若い人たちの転入を呼びかけ、また都会で働き、定年後ふるさとへ帰って暮らしたい方に、魅力ある町を提案していくことができると考えますが、町長の考えを伺います。

3番目に、空き家の問題は毎年大きくなってきておりますが、有効な策もなく町民の不安は増すばかりです。9月の一般質問の折、11月に再度空き家調査を行うとの答弁でありましたがその結果はどうだったのか伺います。

また、平成19年度に空き家バンクを設置し、活用されてきたと思われれますが、町民が情報を良く知らないことで活用が少なかったのではと思われれますが、現在空き家情報を町ホームページで見ても「紹介できる空き家はございません」となっております。これは見る時によって若干1件出てきたり、なかったりするようであります。これは、登録して契約交渉の際に、町の宅建業者に仲介を依頼するとなっておりますが、現在町内には業者は見つからないのではと推測しているところであります。

空き家バンクの利用状況と今後どのように活用されるのかを伺います。

以上で、この場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 菅原道雄議員の「活力のある町づくりのため」のご質問にお答えいたします。

1つ目の「ふるさと納税について」の1点目「返礼品の拡充を図り、商品力を充実させる考えは」についてであります。

自分が生まれ育ったふるさとに貢献、自分と関わりの深い地域を応援する目的で、都道府県や市町村に寄付金を納付した場合に、居住地に納める住民税や所得税が一部控除される寄付金制度が「ふるさと納税」として平成20年度に創設されました。

平成22年からは税額控除対象寄付金額の下限が5,000円から2,000円に引き下げられ、多くの方が寄付しやすくなっています。

この間の当町への納付状況ですが、平成20年度26件73万3,242円、平成21年度20件54万4,073円、平成22年度27件56万5,790円、平成23年度26件65万4,788円、平成24年度42件143万1,090円で5年間の合計141件392万8,983円となっております。また、寄付をいただいた方へのお礼の品として、町ブランド品であるお米等を中心に1,000円程度の品を12品目揃え、その中から選んでいただく仕組みとなっております。

お礼の品の基準についてですが、発足当時の平成20年度は、5千円以上の寄付をいただいた方に一律千円程度の品を1品贈りました。

平成22年度から5千円以上の方に2品、10万円以上は3品に拡充し、さらに平成23年度から5万円以上は1品と2千円相当のふるさとセット、10万円は2品と3千円相当のふるさとセットに拡充したところです。

昨年は、50万以上の方へ8千円相当のふるさとセットを用意いたしました。

平成24年9月に、全国自治体のふるさと納税の取り組みやお礼の品を紹介するホームページのふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」が開設され、99%にあたる自治体が参加しており、さらにテレビ、新聞、雑誌等にも取り上げられ注目を浴びている状況にあり、当町への申し込み件数も昨年同期と比べ、件数で3倍の約60件、寄付金額で約1.4倍に増加し、今も寄付者の申し込みが続いております。

今回上程の補正の予算で、来年1月からは、今までの5千円以上の方へ千円のお礼を倍の2千円に、1万円以上は5千円、5万円以上は1万円、10万円以上は2万円、50万円以上は、3万円相当の品に拡充し、さらに100万円以上は5万円相当の品にプラスして、「1日町長」か「梅里苑宿泊特別プラン」のどちらかを選べるビッグなプランを用意し、県内でもトップクラスの基準となります。

もっとインパクトをとという意見もありますが、昨年まで寄付をいただいている方の半数が東京真室川会関係の方で、ほとんどが3万円以上の寄付をされています。

役員の方とお礼の拡充についてお話しする機会があり、ご意見を伺ったところ、「これ以上のお礼はいりません、町のために使ってください」「自分達を育ててくれたふるさとへの恩返しです、高額なお礼の品なら今度からは考えます」「自分達の生活を支えている自然への感謝の気持ちです、全て町のために使ってください」「真室川会の総会会場で真室川への寄付を募っている気持ちを考えてください」等、逆に恐縮するご意見でありました。

この方々のふるさとへの純粋な思いを大事にしながらも、制度を利用して波及効果を広げる攻めも必要ですので5,000円や1万円を寄付していただいている、特産品に興味がある方へは真室川を売り込む高い還元率で魅力のあるお礼作戦を展開したいと考えております。

2点目の「目的を持った税金の使い道による募集の考えは」についてであります。制度創設時は、寄付金の使途を選択できるようにするか、または、使途を公表するよう求められておりましたので、当町では後者を採用し、「福祉政策」、「農林業の推進」、「元気な地域づくり」、「子供たちの教育」、「観光振興及び自然環境保全」等に活用させていただいていることをホームページでお知らせするとともに、ふるさと納税をいただいた方々に、前年度の納付状況もあわせて送付しております。

今年9月、総務省は、創設から5年が経過し「ふるさと納税に関する調査」結果を公表するとともに市町村に指示を行いました。

1点目は、寄付金の収納方法の多様化を図ること。

2点目は、必要な申告手続きを説明した文書配布により、寄付者の事務手続きの負担を軽減すること。

3点目は、寄付者が寄付金の使途を選択できるようにすること、また、寄付金の使途を公表すること。

4点目は、特産品については、適切に良識をもって対応すること。

5点目は、ふるさと納税の係るPRを積極的に行うことでした。

3点目の「寄付者が寄付金の使途を選択できるようにすること、また、寄付金の使途を公表すること」が示されたことを踏まえ、ふるさと納税申し込み時に納税者が寄付したい項目を選択できるように様式を変更し、加えて納税者が具体的に記入できる欄を設けるなど、納税者の意向が最大限反映されるよう取り組んでまいります。

目標額の設定ですが、お礼の品基準を県トップレベルまで上げたことや県内自治体の実績を踏まえ、目標を1,000件、金額1,000万円に設定して、1月からの基準額の拡充を各方面に町の取り組みをPRしながら、より多くの真室川町ファンを獲得できるよう積極的に進めてまいります。

次に、2つ目の「分譲式町営住宅を考えては」についてであります、

公営住宅は、公営住宅法に定めるとおり、住宅に困窮する定額所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的としたものでありますから、いわゆる賃貸として管理することが原則であり、これを譲渡することは例外的なものであります。

また、公営住宅法では最初から分譲式で建設することはできませんので、議員ご提案の方法はとることができません。

しかし、公営住宅が整備された後、一定の年数が経過し、入居者も安定した後には、公営住宅の目的も一応果たしたと考えられ、一定の要件の下で、入居者へ対して公営住宅を譲渡することは可能としています。

公営住宅法では、公営住宅または共同施設がその耐用年限の1/4を経過した場合において、①公営住宅を引き続き管理することが災害その他の事由により不相当となり、かつ、②その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がなく、③当該住宅の維持保全上適当であり、④譲渡の対価が適当であると認められるときは、国土交通大臣の承認を得て譲渡することができることになっています。

なお、譲渡は公営住宅のストックの確保の観点から例学的な措置とし位置づけられていましたが、平成8年の法改正により過疎地域においては特例が設けられました。

これは、過疎地域は人口が減少しており、公営住宅の需要もひっ迫しないと推定できる地域であり、また、当該公営住宅を譲渡し入居者の地域への定住を図ることが強く要請される地域であることから、耐用年数の1/4を過ぎれば譲渡を認めることとされたものです。

あくまで仮定として、平成21年度に建設した駅西住宅を譲渡する場合は、建設事業費が約1億3,800万円で公共事業の性格上、一般住宅より割高となっております。

当時のまちづくり交付金事業の公営住宅への国庫補助金が40%の約5,520万円、その他の家賃対策調整補助金が建設後10年間で約4,000万円程度の補助金を見込め、住宅使用料は現在で年間約290万円程度であること等を計算し、全体の建設費と収入が同額となるのは、約15年後となります。

入居者が譲渡を希望するのか、希望しない入居者はどうするのか、また、空いた場合は譲渡を希望する入居者を募るのか否か、土地の処分をどうするか等の具体的な課題が出てきます。

以上を踏まえて、定住の促進を図るための方策も必要でありますので、今後の住宅計画の中で検討していきたいと考えます。

次に、3点目の「空き家バンクの利用状況と今後の活用は」の、

一つ目「11月に実施した空き家調査の結果は」についてであります、

昨年に引き続き、本年も11月に地区から寄せられた情報をもとに、破損が著しく、倒壊の危

険がある49件の物件について、総務課、建設課、町民課の合同で、詳細な現地調査を行いました。

その結果は、指導の必要な物件が40件、既に解体済が9件でありました。

指導の必要な40件の内訳は、真室川地区9件、安楽城地区15件、及位地区16件で、老朽化度がCランクの今すぐに倒壊や建築材の飛散の危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が激しいものが19件、老朽化度Dランクの倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い物件が21件となっています。

この調査により、危険性の高い物件と判断された所有者・管理者に対して、11月末に「空き家等の適正管理に関する指導書」を送付し、面談できた案件については、口頭で指導しました。

所有者、管理者等が行方不明のケースについては5件となっています。

指導を行った物件については、今後の対策をどうするか回答を求めていますので、回答の内容を確認しながら、今後指導をさらに強化してまいります。

また今回調査で解体済の件数が9件あったことは、条例制定の効果、現場調査や指導等を行った成果があったと考えています。

一方、新規に指導対象となった物件が10件あり、近年積雪量の多い年が続いていることから、管理不全の空き家等については、年を追うごとに老朽化が一層進むことが懸念され、引き続き調査や助言・指導を強めていく必要があります。

これまで説明しているとおり、老朽化している空き家とはいえ、憲法や民法で保障する私有財産、個人法人の財産であるため、行政としての強制措置や立ち入る法的根拠がないことから、当町をはじめ、全国の自治体で先行して条例による調査・指導等を行っている現状であり、危険な空き家の多くは町外者の所有・管理物件であり、連絡を取ることすら不可能な物件が多く、解体撤去や適正管理を求めても限界があります。

報道によれば、自民党が空き家対策の特別措置法案を準備しており、市町村に空き家の敷地内に立ち入る権限を与え、特に危険な家の所有者には修繕や撤去を命令できるようにするほか、所有者が自ら進んで建物を撤去した場合、固定資産税を軽減する措置が盛り込まれるようであります。

今後、国の法整備の動向も見据えながら、対策の強化を検討してまいります。

2つ目の「空き家バンクの利用状況と今後の活用は」についてであります。

空き家バンク制度は、町内の空き家を有効活用して町民と都市住民の交流拡大や定住促進による地域の活性化を図るため、町内の賃借・販売できる住宅等を所有している方から、物件情報を登録していただき、町ホームページ等で情報提供を行う、空き家情報登録制度として平成19年10月に創設しました。

今まで6件の物件が登録され、4つの物件が売買や賃貸が成立しており、現在は2つの物件

が登録されております。

物件の契約交渉については、希望者と所有者の二者間で行っていただくか、不動産取引の専門知識がある宅建業者を紹介して進めていただいております。これまで、空き家バンクの物件に限らず、地元の宅建業者が実績を挙げておりましたが、都合によりこの12月で業務を終了すると伺っておりますので、今後は最上管内の宅建業者を紹介したいと考えております。

これらの活用ですが、空き家調査結果のいわゆるA・Bランクの物件の所有者に働きかけ、注目されてきている空き家を利用した「田舎暮らし」を住宅だけでなく、農地、山林等をセットにした、一工夫凝らした物件として紹介し、借家も対象とした住宅リフォーム補助金、定住交付金、薪ストーブ補助金等も合わせたPRを行い、空き家の解消に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 3番 菅原道雄君。

○3番（菅原道雄） 今説明をいただきましたが、そのことについて再度ご質問したいと思います。

10,000円相当で5,000円ぐらいに商品を拡充したいというふうに申されておりますが、まず例えば10,000円ずつ1年3回すれば3回とも5,000円ずつの商品を発送するということになるわけですか。その辺はどういう考えていますか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） はい、そのように考えています。

○議長（佐藤忠吉） 3番 菅原道雄君。

○3番（菅原道雄） それでは、30,000円を一度にしても5,000円なんだけども、10,000円ずつ年3回ぐらいすれば、15,000円ぐらいの商品、返礼品をもらえるとそういうふうになるわけですね。そういうことであれば、確かに真室川町出身の東京真室川会の役員なんかやっている方々は50,000円ぐらい寄付されている。でも返礼品としてはそんなにいらないよという方々がかなりやはり話されてみますといるようです。純粋にやっぱり真室川町のために使ってくださいという方がいると思いますが、多くの寄付金を集めるにはやはり商品がある程度拡充しておかないといけないと思いますので、その辺の取り組みのPRの方法はどういうふうに考えているのか一つお聞きしたいと思います。

確かに、答弁の中でありましたふるさとチョイスと、それからフタックスという2つ、このふるさと納税の応援サイトがあるわけなんですけども、そういうところにアクセスしている方がかなり増えてきているというふうに思います。この辺の利用状況。

それから、この何年か前に作ったようなものをそのまま使っている、魅力ないパンフレットこれではやはりちょっと非常に魅力がないなど。やはりもう少し魅力のある、「こういう真室川町なんだ、こういう姿にこう町を変えて行こうとしているんだな。それじゃ応援しようか。」と言われるようなもっとパンフレットを作りたいと思いたいんですけども、その辺の考えはどう

ですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） PRについては今議員が言われたいろんな全国ネットのインターネットで利用されているサイトに特訓しながらですね、やってまいりたいと思っていますし、パンフレットは先ほど答弁しましたけども、補正予算で上げておりますので議員の言われること最もだと思いますので、魅力あるパンフレットを作ってまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 菅原道雄君。

○3番（菅原道雄） それから、先ほど私の質問の中で、1,500万円ぐらいの目標にしてはどうかということがありましたが、1,000万円ぐらいというふうに控え目な答弁でございましたが、やはりもっともっとこの何と言いますかね、活力ある町にするためにはあまり控え目な目標じゃなくて、もうちょっとこうやったらこうなるんじゃないかと、もっと目標の大きい目標にできないものですかね。その辺のところの町長考えはどうですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長。

○町長（井上薫） 寄付金してもらわなければならないので、今よりも実績があまり大きいと、逆に悪い印象を与えてしまうのではということもあるんではということで、まずは当面1,000万円というようなことでさせていただいたところであります。

○議長（佐藤忠吉） 菅原道雄君。

○3番（菅原道雄） 先ほどの質問の中にありました長野県の阿南町、3,000万円の目標に対して、やはりこれは商品の設定が10,000円に対して、米20kgというかなり思い切った施策、これはやはり農家として非常にこう農家の集落が1町歩ぐらいの田んぼを作っている人が多くて、後は3反歩とか2町歩以上の方は2人か3人しかいないというふうな農家の構成でしたが、そんな中でやはり米がなかなか売れないというふうな中で、米を農業支援をしていこうということで、精米所も町が100%出資して作って、その米を返礼品として農業支援として呼びかけて、農業のためにということで、贈っているようでございます。やはり、真室川の場合は農協だけじゃなくて、米の業者がありまして、10万俵ぐらい出るということで規模等は違いますが、やはりですね、こういうふうな今農業情勢の中でも、米余りが出てきているという状況の中で、やはりそういうものを農業が基幹産業であるという我が町の米を、もっともっとPRしていくという方向では、阿南町の例までいなくても、もうちょっと考える余地があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺の町長の考えはどうですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長。

○町長（井上薫） 先ほどの報告の時にも、食味国際大会で順次特別賞なりですね、金賞を受賞している米が真室川で作られているというのは、議員の言われる米をもっともっとたくさん販売で

きるような体制ということだと思っております。なかなかそういうおいしい米の宣伝もですね、県内では個人でどんどん販売している方もおります。そこに、町の関係者また受賞した方々が知らないわけではないんですけども、そこまで行ってないというようなことがあるのかなと思っています。出張した時に、ある程度ストアとかに寄ってですね、米の値段なんか見てくるんですけども、先日も赤坂の方で販売している店に寄った時ですね、山形県の米沢の人が販売していました。それはその個人の方が、直接その店に行ってください、「私の作った米を置いてください。」というようなことで、交渉して置いてもらっているようでもあります。やっぱり1kgつや姫で600円ぐらいで売ってました。そういう努力が、みんなでやりなさいとは難しいとは思って、今までもですね、その過去ずっと受賞、金賞なり優良賞を受賞してきた方とも話しながらですね、なんかみんなで組織作って、そういう金賞米とかですね、PRしながらやるといのはどうなんですかというような話はしてきましたけども、なかなか一度農協に納めてから、それを買ってそれからの販売ということで、なかなか難しいのかなと思っております。最初から、各販売所にやらないで、自分で持つという、販売するというのがなかなかできない状態にいるみたいですね。ですから利鞘が少ないやり方で今も現在やられているようでもあります。それを町がというのはなかなか踏み込んでですね、やれてない状況、それは個人の商品としてですね、販売していると、インターネットで販売している方と、雑誌に載せている方います。真室川でも。そういう人達に対しての、町の寄付金なされた方の品ということは十分考えられると思いますし、今もやっているところであります。それを、もっともっとPRしていきながらですね、販売量を高めていくということは、議員が言われるのはもっともだと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 菅原道雄君。

○3番（菅原道雄） それから、米の方はそういうようにして是非ですね、やはり真室川の米をPRして農家のためにも役立って欲しいなというふうに思います。

それから、真室川ブランドの認定品というのはいろいろありますが、生産量について本当にこのブランド品がふるさと納税でどんどん出ていくとなれば、生産できるのかなと心配がありますが、その辺の大体例えば、お菓子屋さんとか、酒屋さんとか、真室川産の牛肉を提供してくれる人とか、そういうものがどれぐらいの量が提供できるのかなという調査はしていますか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 産品によって、大量にあるもの、または例えばある甚五右エ門なんかは7反歩ですんで、これ以上販売ができる、注文が来れば難しいのかなと思っています。去年も30分のテレビ放映の中で販売、用意したのはどのぐらいか分からないのですが、もうすぐ完売したというようなことでは産品によっては量的に足りないものもあるのかなと思っております。全ての品が販売の量によると思うんですけども、現在はまず足りているところであります。

す。これが1,000万円、2,000万円になった場合ですね、例えば当然甚五右エ門だけ1,000万円になったりしたら足りない状況だと思っております。後は、全ての個別に幾らまでの生産でなるのかという調査はやっていないところであります。

○議長（佐藤忠吉） 菅原道雄君。

○3番（菅原道雄） これを拡充していくということであれば、そういう生産量がどれぐらいになるのか、それからお菓子屋さんであればどれぐらいになるのか、そんなものもやっぱりある程度調べておく必要があるんじゃないかというふうに思われます。やはり、サイトを見ますと、飛騨牛の肉5kgなんていうやつがもうすぐ受け付けられませんか、そうふうないうことで評判のいいものは、すぐやっぱりネットを見て、やっている人がいるんでもう品切れ状態になって寄付受けられませんかというふうなことになると思います。やはり、そういうふうにして人気が出てくることを祈るんですが、今全国的にやっぱり人気があるというのは、1番目が肉、そして2番目が蟹、3番目が米、4番目が酒で、5番目が野菜というふうなランクが出ているようでございます。やはり、そういう中で真室川ではどういう特徴を付けて、これをやっていくんだということをやったり明確にしないと、ただ真室川の特産品というのほどこにでも特産品はあるわけですから、その中でやはりこういう特徴があるんですというものを呼びかけていかないとやはりほかの人、真室川出身以外の人にはなかなか届きにくいということがあると思えますので、その辺のやはり宣伝の仕方ですね、PRの仕方を考えてもらいたいというふうに思います。

それから、2番目のやはり町営住宅の分譲式というのは法律上なかなか難しいということはお分かります。しかしながら、町長が先ほどおっしゃられたように空き家バンクのいいところ、それからそういうものを使いながらと言っていました、やっぱり若い人達が住むには、若者受けする住宅、そしてまたある程度予算1,500万円台、1,500万円ぐらいでできる住宅を考えていかないと定住するには非常にこう難しいかなというふうに思われますので、やはり舟形町なんか舟形に定住すれば、最大200万円が交付されますとか、こういうふうな転入者、定住促進推進交付金とかこういうものいろいろ作りながら呼びかけているようでございますが、そういうふうなやはりいろんな問題を解決しながら、一つ一つ若者が定住できる環境作りはどうあるかというような考えていかなければならないと思えますが、その辺の考えを一つ最後にお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 議員が言われるように、若者対策というようなことで駅西8棟建設して、即入居者が出ているというようなことで、町外からも転入があったわけでありまして。そういうことでは、若者の住居というようなものも、まだまだ要望があるものだと思っているところであります。すぐ実現できないというようなところもあるんですけども、それに代わって空き家のリフ

ホームしながらですね、やってきている部分もですね、順次販売につながっているというようなことでもあります。今、2件残っているというようなことですが、やはりそれを販売してもらっている人がちょっといなくなってしまったというようなことで、すごく残念に思っていますし、誰か来てもらって真室川でこういう仕事があるんですけどもといろんな方面ですね、お願いしたり話しているんですけども、すぐにとすることは出来ないんですけども、そういう方を町に来てもらったり、または今は宅建業者新庄に相談しながら、進めてきているところでもありますので、今後も引き続きそういう相談をしながら、空き家の販売等をですね、続けていきたいと思っているところでもあります。

○議長（佐藤忠吉） ここで、会議を閉じ休憩いたします。会議の再開を午後1時といたします。

（午前 11時45分）

（休 憩）

（午後 01時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き、発言を許可します。4番 外山正利君。

○4番（外山正利） ご苦労さまでございます。まずもって、井上町長の3期目の当選誠におめでとうございます。内外ともですね、非常に課題の多い中、この4年間町政を担っていくわけですので、是非ですね、町長自らですね、発信をですね、内外にしていきたいなということをお願いを申し上げたいと思います。さらに、今日町長の所信表明を伺ったわけですが、科目的なことで中身的にはどうやるのかなというようなこと感じを受けました。12月でございますので、3月の新しい年度ではきちっとした細部までですね、施政方針がなされるものだとこういうふう理解をいたしたところでございます。是非一つ頑張ってくださいというふうに思います。

通告どおり、一般質問の中身について質問をしたいと思います。

まず、最初に11月の27日が、実は議員の一般質問の中身の通告期限でございました。特に、農業政策についてはですね、それ以降、国の施策が結構変わっておりまして、27日前に私原稿作っておる関係もあってですね、若干違っていると思いますけどもですね、質問の中身的には影響はないのかなとこういうふうに思っていますので、一つお願いをしたいと思います。

1点目は、国の農業生産調整の見直しで、当町の水田農業の対応について伺いたいと思います。

農業を取り巻く環境が大変厳しい状況の中、農業の将来像も描けないのが、現状なのではないかと思えます。当町の基幹産業の農業の行く先を心配している農家経営者及び関係者がですね、揺れているというのが現状ではないのかなとこういうふうに思っております。

それは政府・与党が2018年を目途にコメの生産調整（減反）を廃止をし、それに先立って減

反に協力する農家への交付金を見直す方向で検討しているコメ政策の改革でございます。県内の主食用コメの農家のうち、この部分がですね、交付金の対象外と書いておりますけども、この部分についてが最近の農業政策で変わっているところでございます。現行では交付金対象外となる作成面積4ha未満の農家とこう書いておるわけでありまして、その後の農林水産省の資料見ますとですね、いわゆるコメの直接支払金の関係ではですね、いわゆる今まで15,000円10ha出ておったわけでありまして、26年度産からですね、いわゆる単価を削減した上でですね、29年産米までですね、廃止をするとこれが今農水省の考え方でありまして。米価の変動補填交付金については26年度いわゆる来年度から廃止をしてですね、均し対策の方に行くところということになっております。いわゆる作付面積4ha未満の農家については県全体でも9割に上ることがですね、県の調査で分かっております。

県内の関係者には「耕作放棄地が増えるのでは」「中山間地の集落が維持できなく恐れがある」といわゆる戸惑いがですね、広がっております。言うまでもなくコメ農家の保護策コメ価格を維持するために生産調整や、減反に参加した農家への補助金を指す。作付面積10a当たり、先ほど申し上げましたけども1万5千万円を一律に支給する定額補助金、いわゆるこれは県への交付金は12年度82.7億円でございます。コメの販売価格がいわゆる基準を下回った場合に配る変動補填交付金も2014年、いわゆる来年度で廃止をすると、定額補助金も14年度から半額を減額し18年度では廃止するという方向で調整しております。農家の声として、小規模農家に農業をですね、やめろと言っているのと一緒と話す一方でですね、「国に頼らず農家自らが新しい農業を模索する必要がある」とこういうことを指摘しております。

なぜ、政府・与党は農業政策の見直しをしなければならないのか、本年12月にも結論が出ると言われている、いわゆる昨日も報道でありましたけども、来年の1月に妥結を持ち越したということでもあります。これは、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP交渉の妥結をにらんでですね、国際協力が高めるための政策である見直しと思っております。

当町の水田農業の現状については、小規模農家を中心に、米価の低迷、就農者の減少、担い手の高齢化、後継者の不足、政策基盤である圃場や農道など、いわゆる土地基盤整備の立ち遅れ、特に土地基盤整備については28%と県内でも最下位の位置にあります。耕作放棄地休耕地の増加、など課題が克服が出来ていない中、来年4月に消費税のアップ・円安による原料価格の高騰・コメの生産調整、いわゆる減反による補助金の見直し、米価の変動補填金の廃止など厳しい状況の中、小規模農家経営が成り立たなくなるのではないかなという危惧をしているものでございます。

基幹産業の農業が衰退すれば町全体に与える影響が大きいと思われまます。11月に農林水産省の現行施策の現状と課題で、論点整理を踏まえた中間取りまとめの案が方向性が出されております。この中間取りまとめの方向でですね、進んでいくのではないかと思っております。

そこで、当町の農業振興の取り組み及び当面の農業政策を考えるべきと思っておりますが、次の点について町長に伺いたいと思います。

1つ目は、来年14年度の水田農家収入をどう見込んでおるのかです。これは先ほど申し上げたように、減反政策の補助金の廃止などでございます。

2つ目は、補助金の減額・廃止で14年度の町のですね、いわゆる基幹産業が農業でございまして、町の経済に与える影響もあるのではないかなどこういうように思っております。さらに、町に入ってくる補助金がなくなったことによってですね、税収面でどう影響するのか。2つ目です。

3つ目は、生産調整（減反政策の廃止）について町としてどう指導していくのか。いわゆる減反がなくなるわけでありまして、自由に米を作れという指導なのか、あるいは転作物目等もですね、指導していくのかですね。これは行政だけではできるものではありませんけどもですね、一定の行政としての方向付けをやはりしておくべきでないかなどこういうように思っております。

2つ目は、当町の基幹産業である農林業に大打撃を与えるT P Pの妥結に、政府に反対意見をすべきと思っておりますが町長に伺いたいと思います。T P Pについては、ご承知のように、賛否両論があります。しかし、我が町は農業がやはり基幹産業でございまして。そういったことからすれば、行政でなかなか反対という声は難しいかもしれませんが、やはり農家のことを考えればですね、当然行政の長としてやはり何らかの発信をすべきではないのかなどこういうように思っております。

中身的にはT P P交渉参加を控えて、いわゆる全国の農業協同組合中央会、いわゆるJ Aの全中になりますけども、コメ・砂糖・麦・乳製品・牛肉の5分野の農産物をですね、関税撤廃の例外とするように政府に提案済みでございます。基本的には、この5分野について政府がT P P交渉死守すべき聖域となっております。関税分類の上でも、もみ、玄米、精米、など細かく分かれておりまして、加工品や調整品を含めるとコメだけでも関税品が58品目になります。この5分野の品目数を足して合わせると487となります。すべて除外するとの品目ベースの自由化率は、これは94.6%でございます。T P P交渉参加の加盟国については97~98%以上の自由化率を想定をしております。この分野で、いわゆるすべて、5品目がですね、無償でやり過ごすということは事実上、不可能と見られております。今年12月、いわゆる昨日一昨日で閣僚会議終わったわけでありまして、残念ながら妥結までは至っておりません。関税撤廃になると、いわゆる先ほども申し上げましたけども、当町の基幹産業のいわゆる農林業の米あるいは畜産・乳製品が大打撃を受けると予想されております。特に、5品目そうであります

けども、意外と米の議論ばかりになっているわけでありまして、いわゆる畜産・いわゆる乳製品、乳牛を飼っている農家、これなんかは山形県内の乳製品などは恐らくTPPが実施されれば、全滅になるだろうとこういうことが予想されております。議会もTPP断固反対の議会決議をしておるわけでありまして。政府与党に対してですね、町としてTPP妥結に反対の意見を政府に申し上げるべきと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

3点目でございます。旧真室川の保育所跡地及び新栄町内の町所有地の遊休資産でございます。宅地分譲の事業はどうなったのかということについてお伺いをしたいと思います。真室川保育所跡地は、町当局が3年ほど前に宅地分譲として提案がございました。議会として執行部提案について、議会の中で議論経過がございます。当時の議論内容は町の中心部でもあり、都市空間というものが必要ではないかということとかですね、いろんな議論があった経過があります。その後、担当課長に現在の状況について報告を受けたところでございます。その中で地元の反対などであった。反対の理由については、いわゆる東北電力跡地も含めて災害時の避難場所より、多目的運動場として整備をし、冬期間は排雪場として開放してほしいとの町内会の要望であったということでございます。そこで町長に伺いたいわけでありまして、

1点目は、町当局として3年前の宅地分譲の方針が変わっていないのか。

2つ目は、事業推進まで至らなかった理由は何なのか。

3点目は、地元の要望にそって事業計画の変更するのかですね。

この3点について町長に伺いたいと思います。

以上、この場での一般質問を終えて、後ほど時間があれば再質問をさせていただきたい、こういうように思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 外山正利議員のご質問にお答えいたします。

「国の生産調整見直しで、当町の水田農業の対応を」についてであります。去る11月26日、安倍晋三首相を本部長とする政府の農林水産業・地域の活力創造本部は、米の生産調整を5年後の平成30年度を目途に廃止する方針を正式に決定したほか、現行の補助金制度の見直しを図る新たな政策を決定しました。

国が各農家にコメ生産量の目標を配分する制度を廃止し、生産者や農業団体などが需要に応じた生産量を判断する制度を廃止し、生産者や農業団体などが需要に応じた生産量を判断する仕組みに移行するもので、昭和45年の減反政策本格導入以来、約半世紀ぶりの大転換となり、コメ生産は自由競争時代に突入することになります。

生産調整は基本的にはコメの生産数量を抑制するための政策であり、具体的な方法としてコメ作り農家に作付面積の削減を要求するため、減反とも言われてきました。

これまでも、国では生産調整は農家の自主的な取り組みという立場をとっておりますが、転作地には牧草や大豆、園芸作物などの作付けを推進するため、転作奨励金と称して補助金を交付してきたほか、土地改良事業など国の一般的な補助金には転作目標面積の達成を要件とするなど、実質的には義務化された制度であったと言えます。

農家によっては、農業経営の改善を図る目的で転作に積極的に取り組む方もおりましたが、多くの農家はコメの継続的な生産のため、やむを得ず転作を受け入れてきたという経過があったものと理解しております。

平成16年からは、コメの生産数量は原則生産者が自主的に決定することをさらに全面に打ち出し、転作する面積の配分方法からコメを生産できる数量配分に移行し、農家段階では生産数量目標は、面積に換算され配分されてきました。

平成25年度における当町のコメ生産目標面積は1,182ha、当初の基本部分配率は61.8%であり、生産数量換算にして6,650t、110,800俵となっております。

コメ生産面積以外の農地約667haは、いわゆる転作地であり、大豆や飼料作物・園芸作物などコメ作りとの複合経営により農家所得に結び付いているものの、自己保全管理など生産性の向上に結び付かない消極的転作も約180ha存在しております。

はじめに1点目のご質問、「来年14年度の水田農家収入をどう見込んでいるのか」（コメの定額補助金減額・米価変動補填交付金の廃止）と、2点目の「補助金の減額・廃止で14年度の町の経済及び税収面でどう影響するのか」についてお答えいたします。

冒頭に申し上げましたように、政府は現行の補助金制度の見直しを図る新たな政策を決定したものの、関連法案の成立は次期通常国会へ提出する方針であり、現段階では制度内容の詳細を把握できないことや、市町村別の26年産米生産数量目標が示されていないこと、さらなる米価の下落が懸念されること、消費税アップによる農家負担が増加することなどもあり、農家収入を見込むには非常に難しい段階にありますので、これらの状況を前提にお答えいたします。

まず、現在の情報として、26年度からの新たな水田対策の概要を申し上げます。

米の直接支払交付金は、本年度まで10a当たり15,000円の定額補助金でありましたが、26年産からは10a当たり7,500円に減額となり、29年産までの時限措置とされております。

当初のマスコミ情報によれば、作付面積4ha以上の農家への交付としておりましたが、現段階では作付面積にかかわらず交付される見込みであります。

なお、米価変動交付金は26年産から廃止となる見込みであります。

日本型直接支払制度は、農業・農村の多面的機能を重視し、地域内農業者が活動組織を結成のうえ、維持管理の目標を含む協定を町と交わし、適正な共同活動を支援することを目的としております。

新設の「農地維持支払」は、10a当たり草地で250円、畑で2,000円、水田で3,000円とされて

おり、現行の農地・水保全管理を組み替えた「資源向上支払」は、草地で240円、畑で1,440円、水田で2,400円とされております。

なお、中山間地域等直接支払制度と環境保全型農業直接支援は継続される見込みとなっております。

水田活用の直接支払交付金においては、飼料用米に数量払いを導入し、飼料用米は、10 a 当たりの上限を10万5,000円、下限を55,000円としております。

また、仮称・産地交付金では、飼料用米の多収性専用品種及び加工用米の複数年取り組みに対し、10 a 当たり12,000円を交付するとしております。

これら、経営所得安定対策の見直し分を参考に試算いたしますと、平成25年度の交付見込み額3億81万円に対し、26年度は3億5,900万円となり、25年度を上回る交付金が支払われる見込みとなります。

しかし、25年産米の作況指数は102の「やや良」となり、24年産米の持ち越し在庫を含めて供給過剰状態にあり、26年産米の生産数量目標は25年産米に対し国全体で26万 t の減、山形県では15,630 t の減となります。

コメ作付面積の縮小に加え、さらなる米価の下落による農業算出額の低下が懸念されるほか、消費税アップによる負担増もあり、これらを勘案すれば26年度の農家収入は、25年度を下回るものと推測しております。

このような視点で2点目のご質問にお答えしますと、農家所得の減少にともなう税収入の減は否めないところであり、町財政への影響はもとより、農家の消費活動が縮小することによる地域経済への影響、負の波及効果に強い不安を抱いているところであります。

次に3点目の「生産調整（減反政策の廃止）について町としてどう指導するのか（転作品目等）」についてお答えいたします。

約50年ぶりの農業政策の大転換であります。T P P 交渉の行方が定まらない中、国は何年先を見て、どのような手法で国内農業の強化を図っていくのか、まだまだ見えない部分が多く、農家にとっては手探りの船出となります。

このような中、行政や農業団体等にとっても長期、中期のビジョンを示すことが難しい状況にあることは、これまでと変わっておらず、国の政策を十分見据えながら、関係機関・団体等と連携し、早期に農業ビジョンを示すことが必要と考えております。

中でも、町の喫緊の課題解決と特長たる取り組みをさらに強化することが、農業の町として生き残る最大の手立てとなるものと考え、次のような基本政策を推進したいと考えております。

1点目は、農業生産基盤の整備でありまして、現在検討中の安楽城地区を含め、水田の基盤整備事業を円滑に推進し、担い手や農業法人等への農地集積を強力に進め、農作業の効率化を

図る必要があります。

2点目は、地域の中核となる担い手やリーダーの確保を図り、農作業や機械利用の共同化などを推進のうえ、小規模個別経営から脱却し地域内の農地と労働力を結集した、集落営農組織の法人化への移行、併せて6次産業化の推進による雇用確保で、集落層参加の農業再編を図ることが重要と考えております。

3点目は、より付加価値の高いコメの生産と多様な販売戦略の構築であります。

先日、宮城県七ヶ宿町で開催された第15回米・食味分析鑑定コンクール国際大会において、釜淵1区の齋藤賢人さんが水田環境特A部門で見事最高賞の金賞に輝きました。

47都道府県から約4,000検体の出品がある中、第5回大会の初参加以来、当町の生産者が連続して金賞または特別優秀賞を受賞していることは、全国に誇ることができるものであります。

さらなる「こだわり」の栽培でより付加価値を高めるとともに、多様な販売戦略を模索し、農家所得の向上に結び付けることが大きな課題であります。

4点目は、複合経営の推進でありまして、稲作とニラ・ネギなどの園芸作物、稲作と畜産の複合経営を、耕種農家と畜産農家の連携のもとにさらに強固なものにし、農家所得の向上を図り安定経営に結び付けていくことが必要です。

5点目は、飼料用米の生産拡大とSGS（稲ソフトグレインサイレージ）及びTMR（完全混合飼料）加工の増産であります。議会の皆様にも中央要望事項として対応していただき、次年度以降の飼料用米の直接支払交付金は10a当たり最大10万5,000円と示されており、農家にとり大変有利な転作手法となっております。

SGS及びTMR加工にあつては、全国的にも先進的としてその評価を得ている当町の取り組みをさらに推進し、自給飼料の確保はもとより、付加価値を付けて販売拡大を目指していく必要があります。

6点目は、冬期間の産業育成と6次産業化の推進による通年農業の実現であります。タラの芽やウレイなど促成栽培の強化はもちろんのこと、新品種の導入や6次産業化による加工・販売の実現により、新たな雇用と活力を生み出していくことが必要です。

以上、基本的な推進方策を申し上げましたが、今後、政策の決定及び実現に当たっては、農業団体や生産組織などと十分協議し、連携し、進むべき方向を共有しながら取り組んでいくことが肝要と考えています。

次に、「当町の基幹産業である農林業に大打撃を与えるTPP妥結に、政府に反対意見をすべきと思うが」についてお答えいたします。

TPP環太平洋連携協定につきましては、政府が目指す年内交渉妥結が厳しい状況にあるようですが、現在シンガポールで開催されているTPP交渉閣僚会議が大きな山場であります。

TPP交渉参加に当たっては、食糧自給率の低下や農地の荒廃、担い手の減少などにより食糧安全保障が確保できなくなるのではないかと、さらには農村地域などの社会基盤や、美しい郷土と国土を維持する多面的機能が維持できなくなるのではないかとという農業関連のほか、医療、保険、金融など様々な分野で不安の声が国民の間に存在しています。

一方、TPP交渉に参加しない場合、国際社会における日本の地位やこれまで築き上げてきた国民生活の水準を維持できなくなり、国際社会における政治的・経済的リーダーシップの低下につながるなどの懸念も多くあることから、我が国の自然的・歴史的・社会的諸条件や、日本を取り巻く国際環境や経済再生の重要性などを十分に踏まえ、国家百年の計に基づく決断が求められているところであります。

農業を基幹産業とする当町にとり、TPPへの参加は農業のみならず地域経済や社会生活に大きな影響を予想されることから、農業分野重要5項目の聖域を死守することが重要であります。

もし、聖域が確保できない場合は、TPP交渉から脱退するという政府の当初方針であることから、要請書等の提出は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、「旧真室川保育所跡地及び新栄町内の町が所有する遊休資産利用の宅地分譲の事業はどうなったのか。」のご質問にお答えいたします。

事業経過ですが、旧真室川保育所跡地は敷地面積が3,885㎡であり、3,000㎡を超えることから宅地開発は開発行為に該当するため、地元同意が必要となります。

開発行為の内容を地元へ説明するため、事業説明会を2回ほど行ってきました。

住民の一番の課題は排雪処理にあり、排雪処理の計画がなければ、さらに排雪トラブルのもととなる宅地化へは協力できないとのことであります。

2回目は、雪処理を考慮した排雪スペースの確保や流雪溝の活用案、及び散水消雪を取り入れた案を提示し、また、区画も4区画に減らした内容で説明しましたが、散水消雪などの水の確保など計画に不透明な部分があり、また、提示した雪捨て場では面積等の確保が不十分とのことであり、賛同できないとのことであります。

2回とも排雪スペースの確保が課題であり、この点を解決しないと同意は得られない状況であります。

開発行為に該当しない方法ではありますが、地元の同意なくしての実施はできませんので、現在は計画を中断しており、冬期間の排雪状況などを観察し、必要とされる排雪スペースの場所と面積等を調査中であります。

以上のことから、1点目の「3年前の宅地分譲の方針が変わっていないのか」については、この宅地造成計画が定住の促進といった本来の目的である、安全で安価な土地の提供などがで

きない場合は、分譲以外の公営住宅や他の活用方法を検討するなど方針は変わる場合があると思われま

次に、2点目の「事業推進が進まなかった理由は何なのか」については、経過で述べたとおりであります。

3点目の「地元の要望にそって事業計画の変更があるのか」については、排雪スペースの確保が課題でありますので、現在それらを調査中であり、今年度中には変更した計画を立てたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 4番 外山正利君。

○4番（外山正利） いわゆる水田農業の関係については、農水省の方でもですね、将来的な方向性まではまだ至っていないというようなことなんでしょうか。ただ、3月のいわゆる通常国会に、まずほぼ今農水省から出されている、あるいは町長答弁であったような中身で私は推移するんだろうとこういうふうに見ております。それでもですね、いわゆる当町にとっては、26年度産についてはいわゆる直接払いの関係でありますけれども、実施をすると今までどおりやりますよというようなことを、しかしながら半額ですよ。これは来年度だけなんですよ。27年度からはさらに法を改正した上で、新しい対象者要件で実施をするというようなことですね、いわゆる規模要件は課さないということで、今までは認定農業者あるいは集落営農及び認定就農者ということであったわけでありまして、こういった規模要件は27年度からは法改正して直していきますよということなんですよ。

それからですね、今日の山新の、町長も恐らく見てきたと思うんですけども、山新の1面に全農地の8割に集約というような今日出ておりましたけれども、これ見てもですね、農水産の強化策が決定されたという見出しです。大規模農家ですよ。大規模農家所得10年で倍増とこういう見出しなんです。だから、先ほど町長もそういう方向で、政府の方向でですね、農家の法人化なりそういうもの進めていくというようなことでもありますけれども、当町で本当に具体的にですね、いわゆる基盤整備も出来ていない、あるいは農地の集約の対策もまだ出来ていない中で、これまだ時間があるかもしれませんけれども、いずれにしても喫緊の課題になっているんですよ。このことをですね、当面はいきなり農業の政策変更という、自民党というか、政府与党もですね、クッションを置いたんだと思いますけれども、いずれにしても大変なことになるということでもあります。

それでですね、この町長も所信表明の中で、補助整備のことを触れておられましたけれども、補助整備はやるということで、これは3箇所、今補助整備の組合の方で進めているわけあります。これをですね、いわゆるTPPの絡みなども含めながら、TPPが妥結したとして、いつから実施なるか分からない。まだ時間が私あると思うんです。補助整備ですね、例えば平岡地区の場合だと10年間ですよ。今からスタートして10年間でやるという計画です。これではで

すね、やっぱり住居層に間に合わないですね。これは行政の補助整備にしても恐らく町債発行までいくんだらうと思いますけども、やはり半分ぐらい、5年ぐらいでできるようなやっぱり補助整備を進め方をですね、これ進められないのか、この点ちょっと町長の方から。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 大型化集約というとやはり基盤整備のされた地域が優位になっていくものと本当に懸念しているところであります。町として、今で28.2%ですか。この3地区で、220haほど整備されるわけでありまして、それを加えても38.4%というような数字のようであります。これが10年と確かに議員言われたように10年、さらにはこういう集約するのはもっともっと早く埋まれるということは我々も認識しているところであります。これは国、県との関わりで町だけでというのであれば、ある程度どうなのかなという思いはありますけども、その短縮については県の方にもお願いしながら、進めてきているところであります。早くということは私達も同じ意見でありますので、5年というのはどうなのか分かりませんが、早急にですね、早期に出来るように我々も努力していきますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 4番 外山正利君。

○4番（外山正利） 是非ですね、出来ればやっぱり補助整備などはもう既に終わってですね、そしてこの減反政策が前にもう補助整備が終わっているというのが私が一番いい姿だったのかなとこう…。それは井上町長だけに言ってもしょうがないことでもありますので、今現在としてやっぱり早急に早い段階でですね、そういう計画を、事業計画をやっぱり進めて欲しいなということをお願いをしたいと思います。それからですね、TPPの関係、時間もありませんのでTPPの関係についてはですね、執行部としては政府与党を信頼をするとこういう答弁なんですよね。いわゆる聖域が確保できない場合はTPP交渉から脱退するという政府の当初方針だから、要請書は出しませんよとこういうような答弁でありますけども、これはちょっと私は甘いのではないのかなと思います。

ただ、TPPの関係については、来年の1月に妥結したからと言ってすぐ実施されるということでは私ないんだと思いますけども、対応する時間があるのかないか、若干あるのではないかなという感触はあるんですけども、ですけどもいずれにしても、このTPPだって同じようにしてですね、大規模いわゆる補助整備、何も出来てないそういった中でTPPが実施された場合ですね、当町の基幹産業というのは町長が所信表明で述べているような、こんなにのんびりしたようなことでは私はないような感じするんですよ。是非ですね、このTPPについても一つ政府与党に対してですね、やはり基幹産業位置付けからすればですね、真室川町のやっぱり経済根本的に変わっていくわけでありまして、そのことについては直接やっぱり中央行政の長としてですね、判断意見を申し上げるべきこういうように思います。

後、時間ありませんので、保育所跡地の関係でありますけども、これはいわゆる当初から考

えればこれは事業変更すると、当初は宅地分譲を進めるということだったけども、この交渉経過から言うと、区画を8区画から4区画に減らしたりですね、そういうことするということがいわゆる事業変更したということなのかなとこういうことで理解していいのかですね。

そして、住民の区画を減らしたということは、住民から要望する排雪場所の確保も、確保したとこういうような理解でいいんでしょうか。このことについて質問してですね、時間も終わりましたので終わりたいとこういうように思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 8区画からの4区画というのは変更を提示しました。当初は、郷野目から裏から道路というような、また新栄町の方に入って行く道路というような構想で提示したところでありまして、その部分でも反対というようなことがありまして、後は排雪というようなところで4区画というような提示ということでもあります。

それから、排雪について4区画でも排雪スペースが足りないというようなことで、それを確保したということには至っておりません。これから今後ですね、調整しながら検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き、発言を許可します。2番 平野勝澄君。

○2番（平野勝澄） はじめに、町長選挙の結果3期目ということで井上町長が今後4年間引き続き務められるということで選挙前の議会にも申し上げましたが、引き続き福祉政策の充実に取り組んでいただくことを希望したいと思います。

さて、私の通告しておきました福祉灯油の件に絞って今回質問させていただきますが、今回出てくる議案補正予算案の中で一定の答えは出していただけたものと思います。しかし、その検討の経過なども是非明らかにしていただきたいと思いますので、通告書どおりの発言をさせていただきます。

昨年度は、低所得の高齢者世帯や障がい者世帯など、338世帯へ福祉灯油券が配布され、大変喜ばれました。当時のことを振り返りますと、私は一町民でしたが2月4日に共産党として要請書を出して、19日には福祉課から実施するとの回答をいただきました。この同時期に当時の議員の皆さんも要請をされていたと聞いております。町民の方からは「助かりました。毎日寒い思いをして、節約していました。灯油券が届き、安心して暖をとれます」などよろこびの声が私のもとにも届きました。その後の町議選で私は親戚もない新参者であったにもかかわらず、662票という票をいただき2位で当選させていただきましたが、それはイコール、この政策がそれほどまでに歓迎された証であろうというふうに考えております。

もともとは平成19年20年度、国が石油製品の急激な高騰に対する緊急対策ということで、市町村の取り組みに補助を出すことを決め、山形県もこれに呼応して、そして町として実施をしたという実績がありました。その制度を基に、昨年の方は国や県の補助がない中でも町単独

でこの福祉灯油の施策を実施しました。その時点で県内では村山市、大石田町に続き3番目、最上管内では先頭を切った実施でありました。町長による専決処分として予備費を使っただけの実施であり、大きく評価できる決断だったと思います。

さて、去る11月25日、共産党山形県委員会として知事に福祉灯油実施を要請してまいりました。私もその一員として参加してきましたが、その際の要請文書に、今年の灯油価格と低所得者の現状を指摘している部分がありますので、一部引用してみます。いわく「アベノミクスによる物価上昇、円安による原油価格高騰により、灯油の店頭価格は昨年同時期と比べ200円以上も上昇しています。」経産省の「石油製品小売市況調査（都道府県別）」11月13日現在の数字では、山形県で昨年11月第3週1,557円であったものが、今年の同時期1,763円です。昨年度のそれ以降の数字を追ってみると、1月2週目には1,725円と、さらに上昇する傾向です。冬季の需要増大を考えれば、今年も同様にさらなる価格上昇を懸念せざるをえません。ここでまた引用ですが、「また、小麦、食用油、大豆製品の値上げ、10月からは電気料金の値上げなどが一斉に始まり、暮らしを直撃しています。一方で、低所得者の収入は厳しい状況を強いられています。8月から生活保護基準の引き下げ、10月からは年金の引き下げ、ひとり親家庭が受給する児童扶養手当の削減が実施されました。」特に年金ではこれから3年かけて2.5%の減額も予定されています。「灯油需要期を迎え、価格高騰は低所得者の高齢者、障がい者、母子世帯などの暮らしを直撃します。経済弱者に対する救済策は急務です。お隣の秋田県では昨年度から「豪雪対応地域福祉特別対策事業」として市町村への除排雪支援とともに暖房費助成（灯油補助）がなされました。」というここまで引用ですが、として、あったかい県政を求めて県としての福祉灯油の実施を要請したものです。

県では健康福祉部が対応しましたけれども、「国の動きを注視する」あるいは「東北6県では未だ具体的に検討の動きはない」「市町村の取り組みが基本であって、まだ来具体的な動きではない。注視していく必要があるとは思っている」と率直に言って煮え切らない回答でありました。一つ分かったことは、市町村が取り組みを決断して、その動きとそして県や国に対して補助の要請をする、こうした動きが広がれば、県としても補助を検討せざるを得なくなるのであろう、ということです。国、県、町がそれぞれ相手のもよう見をしているというのが現状ということなのだと思います。しかし、それでは「自前で決断できない」「お役所仕事」だと言われても仕方がない状態ではないでしょうか。

町では昨年度、単独で福祉灯油の実施を決めています。このことは大いに評価するところであることは先ほど申し上げたとおりですが、しかし2月半ばという時期の決断であって、まだまだ冬半ばではあるものの、もっと早い時期に決断すればさらに大きな安心がもたらされたであろうと思われます。

今年度も是非早い時期に、福祉灯油券配布の実施を決断し、町民の安心をもたらすとともに、

全県の豪雪地域への波及の先頭を切って、県や国に対しても決断を求めていくべきと考えます。町長の考えを伺います。

昨年度の灯油券に対して、「自分のところには来なかった」という声も聞かれました。実態を伺いますと、住民税非課税という所得要件に抵触していた例が多くありました。町の一般的な福祉サービスの所得要件は「福祉サービス受給者の世帯全員の町民税所得割額の合計額が30万円以上は受けられない」とこれはかなり緩い要件だというふうには思うのですが、福祉灯油事業の所得要件を例えばこの基準に変更した場合には、対象世帯数はどう変動するのか、あるいは必要な予算はどの程度の増額となるのか、検討された経過はあるでしょうか。また、サービスを受けられなかった方の中には、「障がい年金受給者ではほぼ単独生計であるけれども、同じ家に兄弟が同居していて、ただしあまり仲が良くなく、経済的にも生活面でも決して助け合っているとは言えない状態でも対象にはならなかった」とこういう方もございました。こうした方の救済はできないものだったかどうか、町長に伺います。

最後に、中長期的に見て、今後の灯油価格の下降や、困窮者の収入改善が見通せるという状況ではありません。そして真室川町において冬季に灯油が必要ないというようなことはありえません。福祉灯油の事業を年度ごとの特別の施策ということではなくて、一般的な恒常的な福祉施策として、来年度以降の予算に盛り込むことはできないかどうか、町長の考えを伺います。

以上、大きく言って3点この場所から質問いたしまして、以後は時間がございましたらば、再質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 平野勝澄議員のご質問「福祉灯油の実施について」にお答えいたします。

1点目の「本年度の実施の考えは」についてであります。昨年10月以降の政府経済対策による円高と原油価格の高騰は現在も続いており、石油製品価格は高止まり状況となっています。

とりわけ、寒冷地の冬季生活に不可欠である灯油価格は、再び、本年10月下旬より配達価格が1リッター当たり100円を超える状況が続いております。

これにより、生活費が圧迫されている年金生活者等低所得者を緊急的に支援するため、本定例会に、町独自事業として灯油高騰緊急対策灯油購入費助成事業に係る経費を補正予算に計上しております。

助成事業の内容は、対象世帯は昨年度と同様の町民税非課税世帯のうち、生活保護世帯や長期入院・施設入所者等を除く65歳以上高齢者のみ世帯、高齢者と障がい者のみ世帯、ひとり親世帯とし、灯油購入助成額は12月以降の4か月を対象期間として、1,000円分購入助成券を6枚、

6,000円分を交付するものです。

昨年度は、330世帯に交付し、325世帯で利用いただきました。

今年度は、およそ360世帯が交付対象となる見込みであり、補正予算を議決いただき次第、年内に対象世帯にお届けできるよう、速やかに交付作業を進めてまいります。

ご承知のように、当町の福祉施策は、社会福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等多義にわたり、国や県の制度・財源に基づく事業と町独自事業を実施しております。

町独自の各種福祉は、在宅生活、地域生活を支援する目的で、現物給付を主体として実施しております。

例えば、除雪支援事業は自力で除雪が困難な高齢者のみまたは障がい者と高齢者だけで構成される世帯の積雪による不安を解消するために、除雪業者を派遣するものです。

紙おむつ支給事業では、契約薬局を通じて、常時失禁を伴う在宅要介護者等に適した紙おむつを毎月一定量交付しています。

また、福祉燃料券・タクシー券交付事業は、障がい認定を受けている方々が、通院や買い物、地域活動など日常生活のための外出を積極的に行えるよう支援するものです。

これらの福祉は、家族内での相互扶助を基本とし、これが不足または欠ける世帯に対して、日常生活の安全・安心の確保、介護生活での便宜供与、日常活動活性化を目的としており、所得が一定以下の世帯に幅広くかつ継続的に適用されるよう規定を「世帯全員の町民税所得割額合計額30万円未満」としております。

灯油購入助成事業は、低所得世帯に対する緊急的経済支援と位置付け、町民税非課税世帯に限定して実施するものですので、「所得要件基準の変更」は行いません。

また、議員が事例として挙げられた世帯については、課税されている兄弟と同居する世帯で、家族内での相互扶助が可能であり、対象外世帯と判断され、当該の方も納得されております。

2点目の「恒常的施策にできないのか」とのご質問ですが、今後の灯油価格の動向は為替相場や原油市場、需要バランスなどの変動による影響が不透明で、予測が困難なものであります。

一方、国においては、明年4月からの消費税の増税に伴い、低所得者への配慮策として、非課税世帯を対象に簡素な給付措置を、さらに番号制度の本格稼働・定着後に年金加算や給付付き税額控除等の導入が検討されています。

これら、低所得者対策制度の実施内容と低所得者の受益状況、消費税の増率による生活費への影響度合い、灯油価格の動向を見極め、緊急的経済支援として灯油購入助成事業の実施が必要かは、その都度判断し、議会に提案して実施すべきと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 2番 平野勝澄君。

○2番（平野勝澄） ちょっと追加で質問する前に、ちょっと気になったのですが、私が事例として挙げた世帯ということで、具体的にはどこの世帯ということを申し上げたことはなかったと思うのですが、これどうやって特定されたかというのをちょっとお話を聞きますか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長 佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 昨年度いろいろ問い合わせが当町当課にありました。その中で、議員がご質問になられたケースというのは特にまれなケースでございましたので、担当者が記録をしている中で恐らくそういう世帯だというように判断いたしましたので、ご答弁のとおりにいたしております。

○議長（佐藤忠吉） 2番 平野勝澄君。

○2番（平野勝澄） 私も直接、私が伺った世帯がその世帯かどうかというのは、同一の世帯かどうかこれだとちょっとはっきりと分からないと思いますので、私の方でもちょっと後ほど確認をしてみたいと思います。

さて、この答弁の方お聞きしますとですね、緊急的に支援あるいは緊急対策というような言葉なっています。ちょっとそれから緊急的経済支援そうですね、私の質問通告の中でも言っておりますが、毎年冬が来るのは間違いないことと、それから原油高等の変動も今の経済情勢の中で価格が下落するというような予想はほぼありえないだろうと、さらに低所得者の方々の所得が今後上がっていく方向性というのも見えないだろうという中では、これは緊急的な経済支援ということでなく、継続的な施策にならないものかということ、是非ここをお聞きしたいですね。ちょっと制度が始まった時点の考え方、検討に遡っていただいても結構ですが、あくまでその緊急的な対策だということにこだわりがあるとすれば、その理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 今は円安でこのような原油が高騰したと。これが以前の円高で70円台までなる場合も可能性としてはあるわけですね。原油に限って。少しはまた円安の方になるような報道されてますけども、経済の動向によっては以前のような70円台もしくはそれ以上に円高が進む場合もあるという考え方も出来るんじゃないかと思っています。

さらには、最近ガソリンも値下げしてきていますね。ですから、その動向見ながらですね、皆さんにご提示してやっていきたいということで、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 2番 平野勝澄君。

○2番（平野勝澄） 先ほども申し上げましたとおり、先だって共産党県委員会として、県としても取り組みという要請をしましてまいりました。仮に県の方で、こうした施策を実施することになった場合に、言ってみれば町は今回単独でもやるわけですから、例えば去年は5,000円分でしたが、今回議案として提出されるのは6,000円分と大変結構だと思うんです。県の方からも補

助が出るようになった場合に、さらに例えばもう1,000円分上乘せをするとか、あるいは対象世帯の拡大をもう一度検討すとか、そうしたことは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 以前に行った経緯、議員も示されたとおりであります。その時は全県で行われて、額でしたので今回もそれに沿った金額を設定しましたので、県が新たにしたとしても現状では変わらないと、以前した時ですね、同じような対応でできておりますので、県が取り入れてやったとしても、この金額は変わらないと考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 2番 平野勝澄君。

○2番（平野勝澄） 私はこう県として、さらにあるいは国の考え方はまだ恐らく上がってないと思うんですが、県としても支援をするということになってきた場合には、財政的には不可能ではないことになってくると思いますので、もう少し特にその所得が低い方に対しての増額という形ですね、これは検討していただくことを求めたいと思うんです。その何と言うんですかね、今回そのこれ以上のところは検討しないという、それは既に県がやることを織り込み済みでこういう提案を出してきていることとは、また別のことだと思んですがいかがでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 県のとて要綱がですね、町のとて要綱よりも金額とかですね、そういう面が変更あった場合は検討をしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 2番 平野勝澄君。

○2番（平野勝澄） すいません。ここで念のため確認ですが、県のとて要綱今回出されているのか、前回の参考にしてということがありませんが、県のとて要綱というのをちょっともう一度確認したいのですが、今分かるでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 県がこれから出された場合です。

（「はい」の声あり）

県が出された場合、どのような要件でどのような人達にというようなところで、その要件が町よりも上回った場合、例えば30万円じゃなくて、もう全員に対象すとかですね、そういうようになった場合検討しますということです。

○議長（佐藤忠吉） 2番 平野勝澄君。

○2番（平野勝澄） 県に対して要請した際にはですね、実施の対象については、市町村の判断でというような話をされていたということと、後具体的金額についても県で一律で決めるということではなくて、これも市町村の判断というところあるようですので、是非これは県の動向も見ながら、改めて検討していただくことをお願いしたいと思います。でその上で、大分時間は残るようではございますが、以上のことをお願いを申し上げまして、私からは以上としたいと思います。

います。

○議長（佐藤忠吉） 以上で、本日の会議日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後議会広報常任委員会が開催されますので関係者は出席を求めます。

（午後 02時10分）